

大

第4号様式

流税第 475号

令和5年3月2日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月15日・流監第122号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
財政部税制課	指摘	<p>随意契約に際しては予算執行伺書（A）の決裁により業者を選定し、見積書を徴取すべきところであるが、見積書を徴取する時期に適正を欠く事案があった。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続きを求める。</p>	<p>作成指導者が作成要点を教授し、各自で予算の示達や契約事務取扱要領等を読み込んだ上で書類を作成し、決裁時においても決裁権者が誤りに気づき指摘できるよう課内で情報を共有していく。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。